

船舶インシデント調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和7年7月12日 06時30分頃
発生場所	富山県伏木富山港外港 四方港沖防波堤東灯台から真方位303° 1.9海里付近 （概位 北緯36° 46.7′ 東経137° 09.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート魚島は、帰航中、船外機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年8月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 魚島、5トン未満（長さ5.58m）
船舶番号、船舶所有者等	244-16578富山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りの目的で富山県射水市所在のマリーナから出発した。</p> <p>船長は、射水市北方沖で釣りを終えてマリーナに戻ることにし、本船を南進させていたところ、船外機が停止した。</p> <p>船長は、燃料油タンクの燃料油が無くなっていることを認め、携行していた予備の燃料油を同タンクに補給した。</p> <p>船長は、船外機に早く燃料油を供給しようと思い、燃料ホースに付属したプライミングポンプ（以下「本件ポンプ」という。）を数回握ったところ、本件ポンプに亀裂が生じて船外機に燃料油を供給できなくなった。</p> <p>船長は、船外機を始動できず、本インシデントの発生を118番通報した。</p> <p>本船は、その後、北北東風に圧流されて砂浜に漂着した。</p> <p>船長は、本船を平成29年10月頃に中古で購入した後、燃料ホース内のエア抜き等をしたことがなく、本件ポンプを使用及び点検したことがなかった。</p> <p>船長は、予備の燃料油約20ℓを携行しており、出航前に燃料油タンクの燃料の残量を正確に把握していなかった。</p>
分析	本船は、船長が出航前に燃料油タンクの燃料の残量を正確に把握せず、帰航中、船外機の燃料油タンクの燃料油が無くなったことから、

	<p>同機が停止したものと考えられる。</p> <p>船長は、携行していた予備の燃料油を燃料油タンクに補給した後、船外機に早く燃料油を供給しようとして本件ポンプを握った際、本件ポンプに亀裂が生じたことから、燃料油を供給できず、船外機を始動できなくなり、本船が運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本件ポンプを約8年間使用及び点検していなかったことから、本件ポンプが経年劣化していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が帰航中、船長が、本件ポンプを約8年間点検していなかったため、経年劣化に気付かないまま本件ポンプを使用した際に本件ポンプに亀裂が生じて船外機に燃料油を供給できず、船外機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、定期的にプライミングポンプの点検を行って不具合の有無を確認し、劣化等が認められた場合には早めに交換すること。 ・ 小型船舶の船長は、出航前、航行に要する燃料消費量を計算し、燃料油タンクに十分な燃料の残量があることを確認して出航すること。